議案第６１号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により議決を求める。

平成３０年２月６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　事件の概要

⑴　相　手　方　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○　○

⑵　事件の要旨　上記の者は、市営住宅の家賃及び駐車場の使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し等を求めるもの

２　請求の趣旨

⑴　被告に対し市営住宅の明渡しを求めるもの

⑵　被告に対し滞納した家賃及び駐車場の使用料の支払を求めるもの

⑶　被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの

３　訴訟遂行の方針

⑴　上記の者から滞納した家賃及び駐車場の使用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

⑵　第１審又は第２審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。